

患者さん・ご家族の皆様へ

当病院は、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の指定研修機関・協力施設です

一定の経験を有した看護師が、実技研修として特定行為の実習を行います。実習では医師の指導のもと、患者さんに説明し、同意を得たうえで特定行為を実施します。

当病院は、特定行為研修を修了した看護師 (特定看護師) が特定行為を実施しています

令和4年7月から、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」により研修を修了した看護師が医師とともに予め作成した手順書（指示）に従い、下表の行為を実施しています。

特定行為区分名称	特定行為内容
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	呼吸が安定するような調整を行います ゆっくり休めるよう鎮静薬の調整を行います
循環動態に係る薬剤投与関連	薬剤を調整して血圧や尿量を管理します
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	点滴の量や成分を調整します
動脈血液ガス分析関連	動脈からの採血、動脈ラインの確保を行います

実施にあたっては、安全に十分配慮して行います。また、患者さんはこれを断っても不利益を受けることはありません。

ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

特定行為に関する相談、お問い合わせのある方は

患者相談支援窓口をご利用下さい

1階 入退院支援センター 患者相談支援窓口